災害時における生活物資の確保に関する協定（案）

災害時に必要となる生活物資の確保及び供給協力に関し、門川町（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、門川町内において大規模な地震・津波・台風・洪水等による災害発生に際して、物価の高騰及び品不足による混乱発生を回避するため、乙の協力を得て生活物資を確保し、町民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害時の認定）

第２条 災害時の認定は、甲が行う。

２ 甲は、災害時の認定を行った時は、乙に速やかに連絡するものとする。

（生活物資の確保）

第３条 甲は災害発生に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

1. 乙は、前項の要請を受けた時は、直ちに必要な措置を行い、生活物資の供給に関し優先的に協力するものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。
2. 供給品目と数量等について、甲の要請に応じ難いときは、別途甲乙で協議するものとする。

（生活物資の指定）

第４条 生活物資は「別表１」のとおりとし、必要に応じて甲乙協議の上、別途指定できるものとする。

（要請方法）

第５条 甲は、乙に協力を要請する際は、「出荷要請書」（別紙１）により、乙に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（生活物資の取引）

第６条 生活物資の取引場所は、甲、乙協議の上で定めるものとし、甲は当該場所において乙の提出する納品書等により確認を行い、生活物資を引き取るものとする。

２ 甲は必要に応じて乙に対し、生活物資の運搬協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第７条 乙が甲に供給した生活物資の代金及び、甲、乙協議の上必要と認めるその他の経費（以下「生活物資の代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

２ 生活物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（経費の請求及び支払）

第８条 乙は、生活物資の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書（受取者の確認印あり）と納品時の写真、請求書をもって、甲に請求するものとする。

２ 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、その内容を確認の上、生活物資の代金等を支払うものとする。

（傷害死亡等補償）

第９条 この協定に基づき乙の業務従事者が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

（損害負担）

第１０条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（情報交換及び提供）

第１１条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるように、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。日常的な物価及び需要の動向、町内の各店舗の状況、その他必要な事項について調査研究等に努め、災害発生時前の備えとする。

２ 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報については、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者）

第１２条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課消防防災係長、乙においては○○○○ ○○○○○とする。

（協定の期間）

第１３条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日を初年度の最終日とし、以後は４月１日に始まり、翌年の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日（３月３１日）の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、さらに、１年延長するものとし、以後はこの例により処理していくものとする。

（協議）

第１４条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈について疑義が生じた場合には、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各時その１通を保有する。

令和 年 月 日

「甲」宮崎県東臼杵郡門川町平城東１番１号

門川町

門川町長 安 田 修

「乙」

別表１ 生活物資

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種 | 類 | 物 資 名 |
| 食 器 | 類 | 紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿 |
| 日曜品雑貨 | | ちり紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸、紙おむつ、歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品、ライター、マスク、ゴミ袋、市販薬 |
| 光 熱 材 料 | | 卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク |
| 食 糧 | | 米、パン、牛乳、各種の缶詰、味噌、醤油、各種の野菜、粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース、マヨネーズ、卵、菓子類、塩、砂糖、酢、調味料、お茶、水 |

※１ 応急食糧等は、概ね上記の品目を基準とし、災害や救急度の状況に 合わせて指定する。

※２ 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

別紙１

門総第 号

令和 年 月 日

　　　様

門川町長

出 荷 要 請 書

「災害時における生活物資の確保に関する協定」に基づき、災害応急対策に対

する生活物資等の供給協力について、下記のとおり要請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日 | 時 | 令和 年 月 日 |  |
| 場 | 所 |  |  |
| 内 | 容 | 品 目 名 | 数 量 |
|  |  |
| その他 | |  |  |

＜要請担当者＞ 門川町総務課消防防災係長

電話 － －